

第4 税務機構及び徴税費に関する調

-
- 1 税務機構及び事務分掌
 - 2 税務機構組織及び税務職員数
 - 3 税務機構の変遷
 - 4 徴税費に関する調
 - 5 徴税費の推移
 - 6 税務職員構成調
-

1 税務機構及び事務分掌

(平成25年4月現在)

総務部
税務課

企画担当

- 1 県税事務に係る総合企画に関する事
- 2 県税に係る条例及び規則の制定及び改廃に関する事
- 3 県税事務の改善に関する事
- 4 県税に係る広報に関する事
- 5 諸会議及び協議会に関する事
- 6 税務職員研修に関する事
- 7 納税表彰に関する事
- 8 特別徴収義務者に係る報償金に関する事
- 9 たばこ販売協同組合連合会及び石油商業組合に対する補助金に関する事
- 10 県税の徴収に係る不服申立て及び訴訟に関する事
- 11 地方税の総則的事項に関する事
- 12 収納管理に関する事
- 13 県税に係る徴収実績に関する事
- 14 県税事務及び税務電算システム改善に関する事
- 15 税務システムの維持管理に関する事
- 16 電子申告のシステムに関する事
- 17 コンビニ納税の運用に関する事
- 18 クレジット納税の運用に関する事
- 19 納税貯蓄組合に関する事
- 20 口座振替納税制度に関する事
- 21 税務統計に関する事
- 22 徴税吏員の証票の交付に関する事
- 23 税理士の登録に関する事
- 24 県税関係諸用紙の印刷に関する事
- 25 予算庶務担当との連絡調整に関する事
- 26 鳥取県情報センターとの連絡調整に関する事
- 27 加算金・延滞金の確保対策に関する事
- 28 会社更生法に関する事
- 29 県の地方譲与税に関する事
- 30 地方交付税に係る基準財政収入額に関する事
- 31 自動車保有手続きのワンストップサービスシステムに関する事
- 32 インターネット公売に関する事
- 33 文書管理補助員、物品保管主任及び東部庁舎に関する
公有財産管理等の事務に関する事
- 34 県税に係る条例、規則及び事務提要のデータベースに関する事

課税担当

- 1 歳入予算の編成及び決算に関する事
- 2 県税に関する担当業務に係る不服申立て及び訴訟に関する事
- 3 県税の課税に関する諸規程の見直しの総括に関する事
- 4 県税の課税状況調べに関する事
- 5 法人県民税及び法人事業税に関する事
- 6 地方法人特別税に関する事
- 7 県民税利子割、当該都道府県間精算及び当該交付金に関する事
- 8 県民税配当割及び当該交付金に関する事
- 9 県民税株式等譲渡所得割及び当該交付金に関する事
- 10 地方消費税及び当該交付金に関する事
- 11 特別地方消費税及び当該交付金に関する事
- 12 個人事業税に関する事
- 13 不動産取得税及び家屋の評価に関する事
- 14 自動車税に関する事
- 15 自動車取得税及び当該交付金に関する事
- 16 軽油引取税に関する事
- 17 県たばこ税に関する事
- 18 ゴルフ場利用税及び当該交付金に関する事
- 19 鉱区税に関する事
- 20 狩猟税に関する事
- 21 産業廃棄物処分場税に関する事
- 22 森林環境保全税に関する事
- 23 過疎地域等における県税の課税免除及び不均一課税に関する事
- 24 鳥取県不正軽油対策協議会に関する事
- 25 県税の犯則調査に関する事
- 26 電子申告システムの運用及び国税データの受渡しに関する事
- 27 自動車税の分配情報に関する事
- 28 たばこ流通情報管理システムの入力に関する事
- 29 軽油流通情報管理システムの入力に関する事

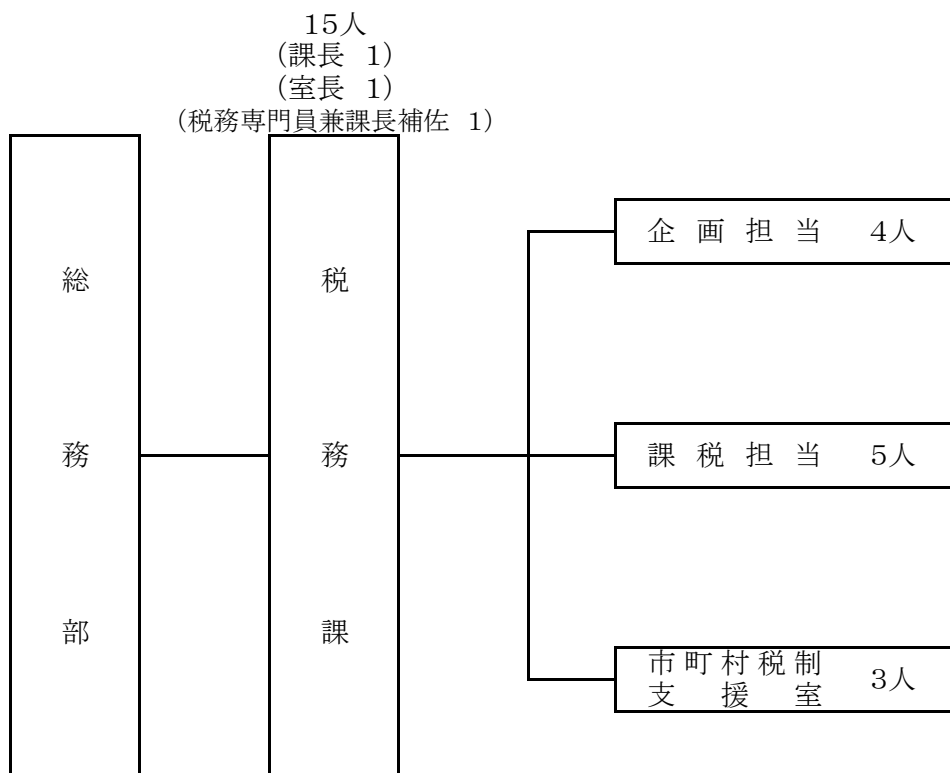
市 町 村

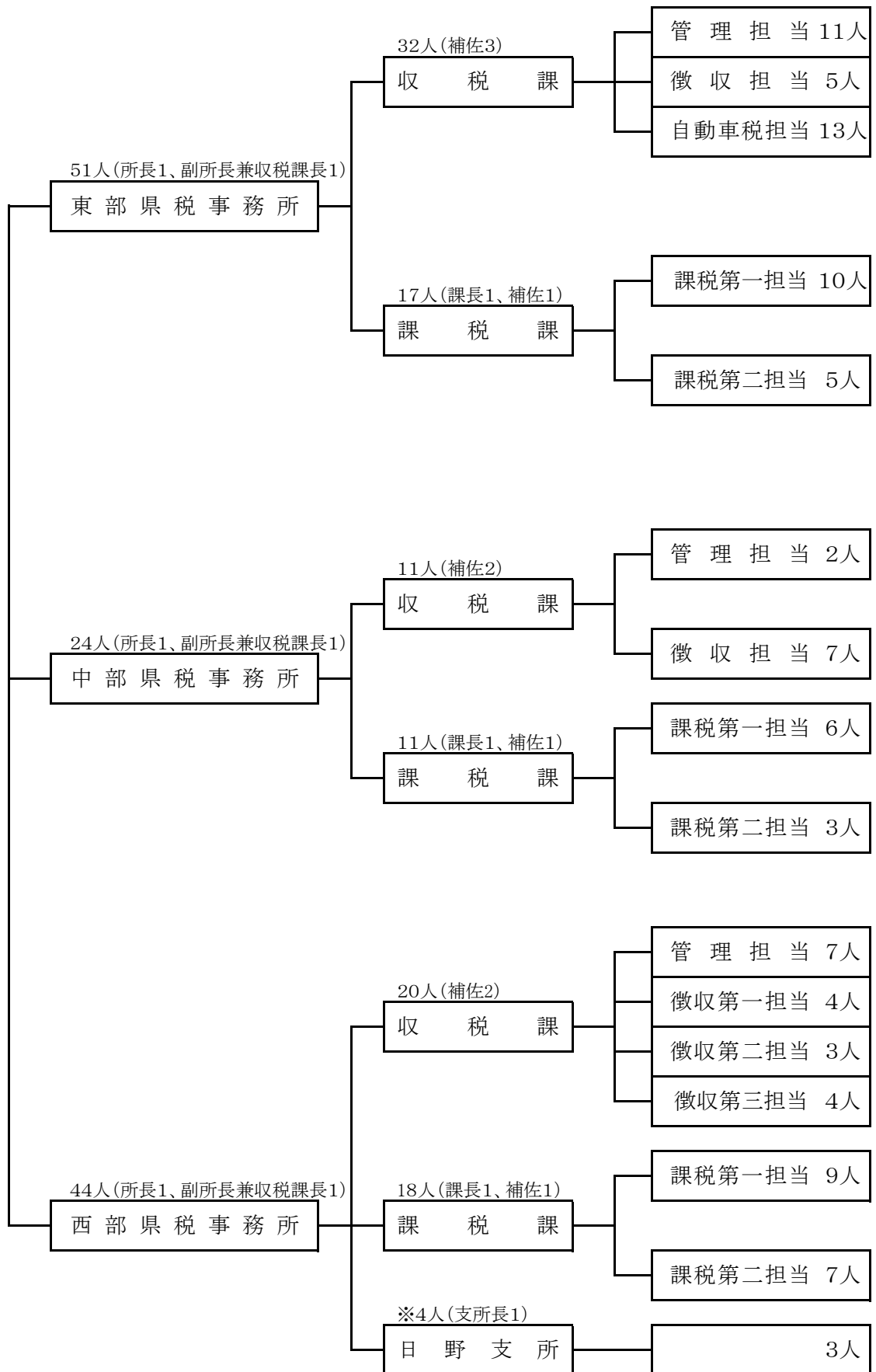
税制支援室

- 1 市町村税制に関する事
- 2 家屋評価の広域化に関する事
- 3 市町村税務職員研修に関する事
- 4 固定資産評価審議会に関する事
- 5 市町村税に係る不服申立て及び訴訟に関する事
- 6 個人住民税及び個人県民税徴収取扱費に関する事
- 7 法人市町村民税に関する事
- 8 森林環境保全税(個人県民税関係分)に関する事
- 9 固定資産税及び都市計画税に関する事
- 10 国民健康保険税、軽自動車税、市町村たばこ税及び入湯税に関する事
- 11 市町村の滞納整理事務の支援に関する事
- 12 市町村の地方譲与税に関する事
- 13 市町村のその他の目的税に関する事
- 14 市町村の普通交付税(基準財政収入額、交付税検査)に関する事
- 15 市町村課税状況等、徴収実績の調査に関する事
- 16 市町村の過疎地域自立促進特別措置法等に係る減収補てんに関する事
- 17 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事
- 18 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事
- 19 徴収一元化に関する事
- 20 鳥取県地方税滞納整理機構の運営に関する事
- 21 個人県民税の確保対策に関する事
- 22 市町村税の電子化に関する事

2 税務機構組織及び税務職員数

(平成25年4月1日現在)





※東部県税事務所収税課管理担当には、東部庁舎の管理を本務とする7人含む

※日野支所4人の本務は、日野総合事務所県民局企画県民室

3 税 務 機 構

改革 年月	昭和32年 7月	昭和35年 5月	昭和35年 10月	昭和36年 4月	昭和38年 5月	昭和43年 7月	昭和46年 9月	昭和47年 4月	昭和47年 7月16日	昭和51年 4月	昭和57年 4月	昭和59年 4月	昭和62年 6月	平成3年 6月	平成6年 4月
機構								総務部 税務課							
本 庁 名	庶務係 予算第1係 予算第2係 税制係		庶務係 予算第1係 予算第2係 税制係 庁舎建設係	財政係 主計員 税制係 庁舎建設係	財政係 主計員 税制第1係 税制第2係	財政係 主計員 税制第1係 税制第2係 税務 集中管理係		税制第1係 税制第2係 税制第3係 自動車税係				企画係 直税係 間税係 自動車税係	企画係 直税係 間税係 自動車税係 税務システム 開発担当	企画係 直税係 間税係 自動車税係 電算管理係	
事 務 所 名	東部県税事務所 中部県税事務所 西部総合事務所														
地 方 機 関 名		総務課 庶務係 管理係 徴収係			東部・西部 総務課 庶務係 管理係 徴収課 徴収係 指導係 中部 総務課 庶務係 管理係 徴収係		総務課 庶務担当 管理担当 収税部門 徴収担当 指導担当 直税部門 直税 第1担当 直税 第2担当 直税 第3担当 直税 第4担当 間税部門 間税 第1担当 間税 第2担当 課税担当 収納担当	総務課 庶務担当 管理担当 徴収担当 指導担当 直税 第1担当 直税 第2担当 直税 第3担当 間税 第1担当 間税 第2担当 課税担当 収納担当	総務課 庶務担当 管理担当 徴収担当 指導担当 直税部門 直税 第1担当 直税 第2担当 間税部門 間税 第1担当 間税 第2担当 課税担当 収納担当	東部・西部 総務課 庶務係 管理係 徴収係 指導係 直税 直税第1係 直税第2係 間税課 間税第1係 間税第2係 自動車税課 課税係 収納係 中部 総務課 庶務係 管理係 徴収係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係				東部・西部 総務課 庶務係 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 中部 管理課 庶務係 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係	
				課税課 直税第1係 直税第2係 間税係											

(注) 本庁総務部財政課の係名のうち で囲んだものは、税務関係を表す。

の 変 遷

平成7年 4月	平成9年 4月	平成12年 4月	平成13年 4月	平成14年 4月	平成15年 7月	平成16年 4月	平成16年 10月	平成17年 4月	平成18年 4月	平成19年 4月	平成20年 4月	平成22年 4月	平成24年 4月	平成25年 4月
企画係 納税管理係 課税係 自動車税係		企画係 納税管理係 課税係	企画係 課税係 税務調査係 市町村税係			企画係 課税係 税務調査係 市町村税制 支援室	企画係 課税係 税務調査係 市町村税制 支援室 債権管理担当			企画係 課税係 市町村税制 支援室 債権管理担当	企画担当 課税係 市町村税制 支援室		企画担当 課税担当 市町村税制 支援室	
														東部県税 事務所 中部県税 事務所 西部県税 事務所
総務課 庶務係 管理係 収税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係			総務課 庶務係 管理係 収税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 (西部) 日野支所	東部 総務課 庶務係 管理係 収税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 中部・西部 県税総務課 管理係 収税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 (西部) 日野支所	東部 総務課 庶務係 管理係 収税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 中部・西部 収税課 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 (西部) 日野支所	東部 総務課 庶務係 管理係 収税課 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 中部・西部 収税課 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 (西部) 日野支所	東部 収税課 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 中部・西部 収税課 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 直税第1係 直税第2係 間税係 (西部) 日野支所	収税課 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 課税第一係 課税第二係 (西部) 日野支所	東部 収税課 管理係 徴収係 自動車税係 課税課 課税第一係 課税第二係 中部 収税課 管理係 徴収係 課税課 課税第一係 課税第二係 西部 収税課 管理係 徴収第一係 徴収第二係 徴収第三係 課税課 課税第一係 課税第二係 (西部) 日野支所	東部 収税課 管理担当 徴収担当 自動車税係 課税課 課税第一担当 課税第二担当 中部 収税課 管理担当 徴収担当 課税課 課税第一担当 課税第二担当 西部 収税課 管理担当 徴収第一担当 徴収第二担当 徴収第三担当 課税課 課税第一担当 課税第二担当 (西部) 日野支所				

4 徴 税 費 に 関 す る 調

区 分		平成25年度	
税 収 入	予 算 額 (イ)	45,490,617 千円	
	調 定 (見 込) 額 (ロ)	46,833,815	
	収 入 (見 込) 額 (ハ)	45,889,246	
徴 税 費	職 員 給		350,376
	人 件 費	超 過 勤 務 手 当	13,486
		税 務 特 別 手 当	473
		そ の 他 の 手 当	165,242
		小 計	179,201
	そ の 他 の 人 件 費		164,037
	計 A		693,614
	旅 費 B		5,066
	需 用 費	需 用 費	9,863
		通 信 運 搬 費	25,687
備 品 購 入 費		0	
そ の 他		126,718	
計 C		162,268	
徴 収 取 扱 費 等	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	納 税 義 務 者 数 分	485,865
		振 込 金 額 分	1,570
		そ の 他	353,370
	小 計		840,805
	地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費		17,504
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		1,098
	特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金 等	特 別 地 方 消 費 税	0
		ゴ ル フ 場 利 用 税	618
		軽 油 引 取 税	124,268
	小 計		124,886
そ の 他		1,084	
計 D		985,377	
合 計 A+B+C+D (ニ)		1,846,325	
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 (ニ) / (イ)	4.06 %	
	対 調 定 額 (ニ) / (ロ)	3.94 %	
	対 収 入 額 (ニ) / (ハ)	4.02 %	
徴 税 吏 員 等 数	吏 員	94 人	
	嘱 託 ・ 雇 入 ・ 傭 人	— 人	
	計 (ホ)	94 人	
	臨 時 職 員	25 人	
徴税吏員1人当たり徴税額 (ハ) / (ホ)		488,183 千円	
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	人 件 費 (含 旅 費) A+B / (ホ)	7,433	
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等) C+D / (ホ)	12,209	
	計 (ニ) / (ホ)	19,642	
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	3	
	税 務 事 務 を 併 せ て 所 管 す る 事 務 所 数	—	
	計	3	

5 徴 税 費 の 推 移

年 度	県税収入額	徴 税 費						税収入に 対する 徴税費の 割合
		職員給	諸手当 (その他人件費)	旅 費	需用費	そ の 他 (徴収取扱費等)	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
35	1,027,854	37,045	22,188	7,950	8,258	10,373	85,814	8.3
40	2,300,615	67,879	48,767	9,975	18,261	37,996	182,878	8.0
45	6,538,646	122,271	97,074	13,591	26,652	77,945	337,533	5.2
50	13,888,617	274,558	230,155	18,594	47,133	240,955	811,395	5.8
52	19,620,875	314,505	271,730	21,530	86,573	319,610	1,013,948	5.2
53	21,893,006	323,366	280,998	21,561	58,481	407,560	1,091,966	5.0
54	25,465,167	330,591	287,651	23,180	56,750	466,767	1,164,939	4.6
55	27,617,848	330,554	291,354	23,424	62,572	531,293	1,239,197	4.5
56	29,732,039	347,285	297,768	24,219	70,257	599,499	1,339,028	4.5
57	30,788,977	334,303	295,322	24,078	70,264	652,370	1,376,337	4.5
58	31,838,392	339,310	301,985	23,928	69,285	697,820	1,432,328	4.5
59	34,060,791	335,849	306,108	23,943	68,378	720,848	1,455,126	4.3
60	34,846,657	349,772	318,495	22,608	68,246	730,759	1,489,880	4.3
61	37,411,872	378,766	346,728	22,051	66,967	761,758	1,576,270	4.2
62	40,778,024	377,832	351,485	23,122	72,840	806,058	1,631,337	4.0
63	45,306,273	380,574	359,735	26,010	74,791	906,108	1,747,218	3.9
元	45,792,323	395,615	397,765	27,368	79,624	881,494	1,781,866	3.9
2	48,121,396	412,762	418,961	31,069	92,742	861,719	1,817,253	3.8
3	53,108,562	416,041	425,196	32,203	85,209	901,711	1,860,360	3.5
4	49,706,452	422,210	425,885	33,259	87,562	989,787	1,958,703	3.9
5	48,563,926	429,002	431,366	35,258	77,583	1,024,196	1,997,405	4.1
6	52,698,581	431,687	436,887	34,912	92,507	978,758	1,974,751	3.8
7	54,192,793	434,901	440,996	33,168	85,795	1,100,709	2,095,569	3.9
8	56,020,643	439,345	442,111	30,736	91,447	1,104,977	2,108,616	3.8
9	56,383,602	450,897	446,729	28,684	83,903	1,215,116	2,225,329	3.9
10	58,220,363	458,428	455,545	27,751	82,962	1,126,571	2,151,257	3.7
11	57,234,355	465,513	456,899	25,036	88,484	1,104,031	2,139,963	3.7
12	60,381,454	461,933	439,259	31,260	81,674	1,092,276	2,106,402	3.5
13	56,331,850	454,832	417,745	14,020	84,936	1,056,385	2,027,918	3.6
14	49,781,858	428,197	391,972	10,727	78,694	1,041,715	1,951,305	3.9
15	47,700,158	420,676	378,626	8,901	75,084	1,017,387	1,900,674	4.0
16	49,319,916	421,084	371,557	6,201	65,863	986,909	1,851,614	3.8
17	49,574,697	433,074	382,230	4,764	83,438	990,329	1,893,835	3.8
18	50,435,117	395,512	336,802	4,356	81,837	947,642	1,766,149	3.5
19	55,457,980	385,838	330,957	4,537	61,170	1,480,056	2,262,558	4.1
20	55,039,568	374,608	321,833	3,934	56,226	1,576,004	2,332,605	4.2
21	47,595,151	360,972	304,028	4,266	50,375	1,473,328	2,192,969	4.6
22	45,218,374	358,255	321,267	4,167	47,972	1,254,903	1,986,564	4.4
23	44,574,173	344,545	311,290	5,151	41,137	1,163,819	1,865,942	4.2
24	44,506,732	340,324	295,915	4,696	47,325	1,128,310	1,816,570	4.1
25	45,889,246	350,376	305,232	5,066	54,294	1,131,357	1,846,325	4.0

※ 需用費の中には、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費を、その他の中には、報償費、委託料、負担金・補助及び交付金を含んでいる。

6 税 務 職 員 構 成 調

年 度	定 数	本 庁			東 部 県 税 事 務 所			中 部 県 税 事 務 所			西 部 県 税 事 務 所			合 計
		吏 員	そ の 他	計	吏 員	そ の 他	計	吏 員	そ の 他	計	吏 員	そ の 他	計	
35	人 不明	人 9	人 -	人 9	人 48	人 6	人 54	人 26	人 4	人 30	人 44	人 6	人 50	人 143
40	136	7	1	8	47	3	50	25	5	30	38	12	50	138
45	135	12	-	12	48	-	48	26	-	26	48	-	48	134
50	138	14	-	14	48	1	49	26	1	27	48	1	49	139
52	137	14	-	14	47	1	48	26	1	27	48	1	49	138
53	137	14	-	14	47	1	48	26	1	27	48	1	49	138
54	138	12	-	12	44	1	45	24	1	25	47	1	48	130
55	137	13	-	13	43	1	44	25	1	26	45	1	46	129
56	137	14	-	14	46	1	47	27	1	28	47	1	48	137
57	135	14	-	14	46	1	47	25	1	26	47	1	48	135
58	135	14	-	14	46	1	47	25	1	26	47	1	48	135
59	132	13	-	13	45	1	46	25	1	26	44	1	45	130
60	131	15	-	15	47	1	48	26	1	27	46	1	47	137
61	138	15	-	15	47	1	48	27	1	28	48	1	49	140
62	138	18	-	18	45	1	46	27	1	28	47	1	48	140
63	141	18	-	18	45	1	46	29	1	30	48	1	49	143
元	141	18	-	18	46	1	47	28	1	29	47	1	48	142
2	141	18	-	18	45	1	46	27	1	28	46	1	47	139
3	131	17	-	17	42	1	43	26	1	27	44	1	45	132
4	131	17	-	17	42	1	43	26	1	27	44	1	45	132
5	131	17	-	17	42	1	43	26	1	27	44	1	45	132
6	128	17	-	17	41	1	42	26	1	27	42	1	43	129
7	123	16	-	16	40	1	41	25	1	26	40	1	41	124
8	119	16	-	16	38	1	39	24	1	25	39	1	40	120
9	119	15	-	15	38	1	39	24	1	25	39	1	40	119
10	119	15	-	15	38	1	39	24	1	25	39	1	40	119
11	119	15	-	15	38	1	39	24	1	25	39	1	40	119
12	120	12	-	12	38	1	39	23	1	24	37	1	38	113
13	115	18	-	18	37	1	38	21	1	22	35	1	36	114
14	116	19	-	19	37	1	38	22	1	23	34	1	35	115
15	116	19	-	19	37	1	38	21	1	22	34	1	35	114
16	114	19	-	19	37	1	38	21	1	22	34	1	35	114
17	116	20	-	20	40	1	41	20	1	21	33	1	34	116
18	105	20	-	20	35	0	35	19	0	19	34	0	34	108
19	102	17	-	17	35	0	35	20	0	20	32	0	32	104
20	101	16	-	16	33	0	33	19	0	19	32	0	32	100
21	100	15	-	15	35	0	35	21	0	21	34	0	34	105
22	97	14	-	14	35	0	35	20	0	20	33	0	33	102
23	98	15	-	15	33	0	33	19	0	19	32	0	32	99
24	96	13	-	13	33	0	33	19	0	19	31	0	31	96
25	99	13	-	13	34	3	37	19	0	19	32	0	32	101

※平成14～25年度：日野支所を除く